

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第９号、旭川市徽章について、陳情第１２号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求めることについて、まず、陳情第９号について、本日、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることとしていたところではありますが、現時点において、陳情提出者が来庁されていない状況にあります。つきましては、１０月の常任委員会も含め、２回欠席をされており、現在、陳情提出者と連絡が取れない状況にあることから、説明機会は設けたものとし、本日のところは陳情の判断を保留とすることによってよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○えびな委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、陳情第１２号について、１月１４日に陳情提出者から、趣旨・補足説明の希望を取り下げる旨の申出があったことから、申出どおり扱うこととしたいと思いますが、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、この件につきましては説明を受ける予定でありましたことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることによってよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○えびな委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、２、令和７年第１回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第１号、議案第１１号、議案第１２号、議案第１４号及び報告第１号の以上５件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、１ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、管理費など１８１事業で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ３６億１千８５３万８千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に係りましては、ページを飛びまして、１６ページから２６ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、１６ページから１８ページにわたりますが、１６ページ、２款総務費では、１項１目の管理事務費で７６万５千円、２目の人事管理費で３６万円、給与管理費で３１万１千円、職員福利厚生費で２６万１千円、３目の管理事務費で５８万円、４目の市民参加推進費で３１万１千円、５目のうち、交通安全対策費で１６５万４千円、７目の管理事務費で６４万円、１７ページ、８目の庁舎管理費で３１５万５千円、車両管理費で１７０万５千円、９目の公共交通事業者等緊急支援金で１千８７８万２千円、地域振興行政費で３３万２千円、東京事務所運営費で１８万３千円、情報共有化促進費で４５万３千円、企業版ふるさと納税推進費で４

0万6千円、18ページ、4項3目の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費で184万5千円、5項2目の統計調査費で27万1千円、18ページから20ページの3款民生費では、19ページの2項1目のうち、女性相談事業費で83万5千円、21ページから22ページの4款衛生費では、22ページの4項1目の下水道事業会計負担金で223万7千円、5項1目の病院事業会計負担金で3千894万7千円、病院事業会計補助金で220万9千円、24ページの8款土木費では、5項1目のうち、都市計画調査費で9万1千円、9款消防費では、1項1目の総合防災センター管理費で102万3千円、管理事務費で657万7千円、26ページの13款職員費では、1項1目の給料及び諸手当で4億4千106万1千円、給与及び費用弁償で6千801万6千円、2目の共済組合等事業主負担金で6千389万9千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、ページを戻っていただき、12ページから15ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、12ページから13ページにわたりますが、17款国庫支出金では、2項1目の社会保障・税番号制度個人番号カード関連事務補助金のうち、個人番号カード交付事務費補助金で45万3千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で24億9千409万円、2目のうち、婦人相談員設置費補助金で41万7千円、13ページの3項1目では、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費委託金で184万5千円、13ページから14ページにわたりますが、18款道支出金のうち、14ページの3項1目では、統計調査費委託金で27万1千円、21款繰入金のうち、1項1目の財政調整基金繰入金で10億9千267万7千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○和田総務部長 提出議案のうち、総務部所管に関わります議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第11号、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じた措置を講じる改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第12号、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、そして、寒冷地手当の額をそれぞれ引き上げる改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第14号、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員に準じて改正される一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を引き上げる改正を行おうとするものでございます。

次に、報告第1号、専決処分の報告につきましては、庁用自動車による交通事故に関し、損害賠償の額を定めたものでございます。

昨年10月31日、市内近文町13丁目におきまして、庁用の小型特殊車が相手方と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を7万4千398円と定め、12月25日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%でございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川市dX加速化方針の策定について、及び「廃校施設の利活用に向けた基本方針(案)」に対する意見提出手続の実施についての以上2件について、理事者から報告願います。

○浅利行財政改革推進部長 まず最初に、旭川市dX加速化方針の策定につきまして、御報告を申し上げます。配付資料につきましては、方針(案)に対して寄せられた意見と市の考え方、それと本文となっております。

本件につきましては、令和6年12月2日の総務常任委員会で御報告させていただきまして、令和6年12月6日から令和7年1月6日までの期間、意見提出手続を実施したところでございます。その結果につきましては、資料のほうにありますので、御覧いただきたいというふうに思いますが、この資料は、4人から合計6件の御意見と、それに対する市の考え方をまとめたものでございます。そのうち、ナンバー4でございますが、サイバー攻撃への対応に関する御意見をいただきました。本市といたしましては、サイバー攻撃等へのセキュリティー対策の重要性を考慮し、御意見を参考に本方針を加筆修正し、庁内手続を経て、令和7年1月20日付で資料のとおり本方針を策定したところでございます。

今後、本方針の目指す将来像にあります、「市民・事業者等のニーズに添った行政サービスを提供する市役所」「働きやすい・働きがいのある市役所」「新しい価値創出による先進的な市役所」の実現に向けまして、dXを進めてまいりたいと考えてございます。

以上、報告とさせていただきます。

続きまして、廃校施設の利活用に向けた基本方針(案)に対する意見提出手続について、御報告をいたします。

少子高齢化、人口減少を背景に、学校施設の統廃合が進み、施設の跡利用が大きな課題となっている中、廃校施設の利活用を促進するための基本的な考え方について、廃校施設の利活用に向けた基本方針(案)として整備をしたところでございます。

配付資料のうち、廃校施設の利活用に向けた基本方針(案)(概要版)を御覧いただきたいと思います。

まず、1、目的といたしましては、廃校施設の利活用促進による地域活性化と施設の維持管理経費の削減を挙げているところでございます。2、対象施設は、市立学校の廃校施設としておりますが、それ以外の未利用市有施設にあっても、廃校施設と同規模以上で一定程度課題を共有するものであれば、本方針を用いて利活用を進めることができるものとしてございます。3、関連計画といたしましては、2つの計画がございまして、小・中学校適正配置計画に基づき、地域の意向も踏まえつつ、理解を得ながら廃校施設の利活用を進める一方、売却、貸付けなどの利活用を進めることで、公共施設等総合管理計画にございます施設保有量の最適化や、コストの抑制と財源確保に努めてまいります。4、利活用手法としては、庁内活用、売却、貸付けの順で検討することとし、貸付け中の施設についても定期的に公募を行うなど、売却に努めるものとしてございます。一方で、老

朽化、耐震状況、用途制限などを総合的に勘案し、利活用困難と判断した施設については、建物解体を検討することとしております。5、利活用に向けた課題については、資料1 ページ右側にあるように、規模が過大、用途制限が厳しいなど、土地、建物に共通する課題、土地、建物それぞれに特有の課題について分類して示してございます。

資料2 ページ目、左側を御覧いただきたいと思います。今、挙げました課題を解決し、廃校施設の利活用を促進するため、6、利活用促進のための取組では、6つの取組を示しているところでございます。取組の①、ニーズに応じた規模での利活用といたしまして、部分貸付け、土地分筆、建物の一部解体によるコンパクト化のほか、共同利用の提案等、複数の者で一つの施設を利活用できる仕組みの整備、拡充を検討いたします。取組の②、用途地域に応じた利活用といたしましては、現状の用途内での利活用に努めるものの、状況に応じて土地のみの利活用も検討いたします。取組の③、売却額・貸付料の低額化といたしましては、市の政策の方向性と一致する場合などに、減額または無償での譲渡、貸付けができることとします。ただ、こうした減額、無償化については、条例に規定がある場合を除き、当面は、その都度、議会の議決を得て行うこととし、状況を見ながら新たな条例措置を検討することといたします。取組の④、利活用手続の円滑化といたしましては、利活用の提案に迅速に対応できるよう、土地の未測量解消に努めるほか、越境物、地中埋設物、埋蔵文化財などの調査、解消等に努めることといたします。取組の⑤、安全性の確保といたしましては、新耐震基準を満たしていない建物は、基本的に売却、貸付けを行わないことといたします。また、売却、貸付けに際し、露出した吹きつけアスベスト等については、最低限囲い込み、または封じ込めを行うこととします。取組の⑥、奨励措置といたしましては、廃校施設の利活用促進のため、費用対効果、他の補助金との兼ね合いを検討した上で、必要に応じてさらなる助成措置の導入を検討することといたします。

資料2 ページ目、右側を御覧ください。7、取組推進に当たってについては、（1）庁内連携の促進といたしまして、廃校施設の利活用に関する提案、相談への対応、閉校前の早い段階からの情報共有、課題整理など、関係部局間で緊密に連携して取り組むこととする一方、（2）情報発信の強化といたしまして、ホームページの充実、廃校利活用関係イベントへの参加、活用可能な補助金、金融制度や利活用事例の紹介などに努めることとしてございます。また、（3）利活用状況のフォローアップといたしまして、事業計画に基づき廃校施設が適切に利活用されるよう、利活用開始後もフォローアップを行うこととしております。なお、（4）運用状況の検証と見直しにありますとおり、方針については、運用状況を適宜検証し、必要に応じて見直すこととしてございます。

この方針案につきましては、1月22日、明日から2月25日までの意見提出手続の結果等を踏まえて、必要な修正等を行った後、今年度末までに方針策定を予定しているところでございます。

報告は以上でございます。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の候補区域について、理事者から報告願います。

○三宅地域振興部長 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の候補区域について、御報告させていただきます。

配付資料は2枚でございます。初めに、経緯以下、記載された資料を御覧ください。

まず、経緯でございます。令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩落による大規模な土石流災害の発生などを受け、令和5年5月に、宅地造成等規制法を抜本的に改正した宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されました。これを踏まえ、これまでは、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい土地を宅地造成工事規制区域に指定し、一定規模以上の盛土等を行う工事について、許可を必要とする規制を行ってまいりましたが、今後は、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制を行うことといたしております。

なお、法の施行日であります令和5年5月26日から2年間は、現行の規制区域の効力を有する経過措置期間が設けられており、本市では、その期間内に、地形や人家等に関する基礎調査及び規制区域の指定等を行うこととしており、このたび、新たな規制区域の候補区域を定めましたので、広く市民の皆様、また関係事業者の皆様へ周知するため、ホームページ等において公表するものでございます。

次に、規制区域の種類でございますが、資料のとおり、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の2種類を定めているところです。

続いて、規制区域の対象であります。本市では、市内全域をどちらかの規制区域に指定することとしており、宅地造成等工事規制区域は、市街化区域、また、郊外の人家周辺など面積3万1千262ヘクタール、特定盛土等規制区域は、これを除く面積4万3千504ヘクタールとなっております。なお、現行の規制区域は、春光台や高砂台など面積608ヘクタールでありますので、新たな規制の範囲は約120倍に広がることとなります。

続きまして、候補区域図の資料のほうを御覧ください。対象となる2種類の区域、これを赤色及び緑色でお示ししておりますが、今後は、おおむね5年ごとに調査を行い、区域の見直しを行う予定としております。なお、本市の周辺自治体の規制区域につきましては、それぞれの自治体の意見を踏まえ、今後、北海道が指定する予定となっております。

続きまして、初めの資料の項目に戻りますが、まず、今後の市民及び関係事業者への影響についてであります。規制区域内における一定規模の切土、また盛土、一時的な土石の堆積を行うような場合、届出の提出や許可の申請が必要となり、また、盛土等が行われた土地の所有者などは、土地を常時安全な状態に維持する責務が生じます。なお、規制区域の指定は、建物の建築、また土地の造成を妨げたり、不動産取引や資産価値に影響を及ぼしたりするものではございません。

最後に、今後の予定でございます。本日の総務常任委員会終了後にホームページで候補区域を公表し、本年2月4日及び18日に関係事業者、25日には市民の皆様を対象とした説明会を開催し、その後、4月1日より規制区域の指定及び法令の運用を開始する予定としております。

また、法改正に伴う許可申請手数料の改定を行うため、現在、切土や盛土を行う土地の面積に応じた料金体系にすることを想定した新たな手数料の金額の算定を進めており、第1回定例市議会に、旭川市手数料条例の改定案として提出する予定としていただいております。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市強靱化計画改定案に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○内村防災安全部長 旭川市強靱化計画改定案に対する意見提出手続の実施について、御説明いたします。

資料の「旭川市強靱化計画（改定案）」に対する意見等の募集についての１ページを御覧ください。

旭川市強靱化計画は、大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第１３条の規定に基づく地域計画として、本市は令和２年７月に策定しておりますが、令和６年度で計画期間を終えることから、国の国土強靱化基本計画及び北海道の北海道強靱化計画の見直しを踏まえ、本計画の改定を行うものでございます。

改定案の内容につきましては、資料の旭川市強靱化計画（改定案）（概要版）の３ページ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を御覧ください。

主な改定点といたしましては、新型コロナウイルスなどの感染症や大規模地震の発生を踏まえ、新たなリスクシナリオとして、大規模な自然災害と感染症との同時発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす災害関連死等の発生、多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生の３つの観点を追加したこととなります。

本計画改定までの今後のスケジュールにつきましては、意見提出手続で提出された意見等を反映した改定案において、庁内各部局に最終確認を行い、３月中の計画改定を予定しております。

なお、意見提出手続の期間は１月２３日から２月２５日までの３４日間です。

以上、旭川市強靱化計画改定案に対する意見提出手続の実施についての報告となります。よろしく願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前１０時２７分